

会 議 概 要

会 議 の 名 称	弘前市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 年 月 日	令和6年10月23日（水）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午前10時00分 から 10時35分まで
開 催 場 所	弘前市役所 前川本館4階 第2委員会室
出 席 者	中林弓子会長、加賀谷郁子委員、浅原和穂委員
会 議 の 議 題	<p>○令和5年度諮問第2号 市長の諮問（担当課・市民協働課）</p> <p>2)これまで、手引きをわたされない理由</p> <p>3)5時間以上、事前相談する必要性（法的根拠等）</p> <p>4)令和5年2月21日5回にわたり氏名を聞く理由（法的根拠等）</p> <p>5)令和5年2月22日9時52分38から奇声を発した職員名</p> <p>6)5)当該職員名を隠匿する理由（法的根拠等）</p> <p>○令和5年度諮問第3号 市長の諮問（担当課・市民協働課）</p> <p>1)認可地縁団体認可申請における事前相談マニュアル</p> <p>2)これまで、手引きをわたされない理由</p> <p>3)5時間以上、事前相談する必要性（法的根拠等）</p> <p>4)令和5年2月21日5回にわたり氏名を聞く理由（法的根拠等）</p> <p>5)令和5年2月22日9時52分38から奇声を発した職員名</p> <p>6)5)当該職員名を隠匿する理由（法的根拠等）</p> <p>○令和5年度諮問第4号 市長の諮問（担当課・観光課）</p> <p>2023年9月6日付東奥日報は「桜田市長は答弁で「観光振興を図るために必要な財源を安定的に確保する方法の一つとして非常に有効。先行事例の調査を進め、関係機関や関連事業者と意見交換し、積極的に導入に向けての検討を進めていく」と述べた。」と報じているが、この答弁に至った意思形成過程が分かるすべての文書。なお、坂本議員が行った質問に係る事前打ち合わせにかかわって作成、入手した文書を含む。</p>
会 議 結 果	<p>○令和5年度諮問第2号及び令和5年度諮問第3号は審査終了となりました。</p> <p>○令和5年度諮問第4号は継続審査となりました。</p>
そ の 他 必 要 事 項	<p>・会議の公開、非公開</p> <p>非公開（弘前市情報公開・個人情報保護審査会運営規則第4条第4項の規定による。）</p>